

審 査 基 準

基準の名称	職業訓練法人の残余財産帰属の認可基準		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要	
職業能力開発促進法	42-2, 3	職業訓練法人の残余財産帰属の認可	
基 準 の 内 容			
1 社団である職業訓練法人にあつては、精算人が総社員の同意を得、知事の認可を受けて定めた個人又は法人に帰属することとし、恣意的な財産配分になっていないこと。 2 財団である職業訓練法人にあつては、精算人が知事の認可を受けて定めた他の職業訓練事業を行う法人又は事業主に帰属させていること。 3 認可の申請書には次の事項を記載した書面を添付していること。（同法施行規則第54条） (1) 残余財産及びその帰属すべき者（残余財産の目録及び残余財産の処分方法書） (2) 社団である職業訓練法人にあつては、残余財産の帰属について総社員の同意を得たことの証明（議事録）			